

自動車売買契約書

名取市（以下「売払者」という。）を売主とし、____（以下「買受者」という。）を買主とし、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 売払者及び買受者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第2条 売払者は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金____円をもって、買受者に売り渡し、買受者はこれを買受ける。

- (1) 物件名 _____
- (2) 車名 _____
- (3) 車台番号 _____
- (4) 排気量 _____ リットル
- (5) 数量 _____ 台

（契約保証金）

第3条 買受者が納入した入札保証金は、契約保証金として全額充当するものとする。

- 2 前項の契約保証金は、第10条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 4 売払者は、買受者が第4条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 5 買受者が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、売払者に帰属するものとする。

（売買代金の納入方法及び時期）

第4条 買受者は、第2条に定める代金を、令和 年 月 日までに、売払者が指定する金融機関窓口で売払者の交付した納付書をもって納入するものとする。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、買受者が売買代金を完納したときに売払者から買受者に移転するものとする。

- 2 売払者は、前項により売買物件の所有権が移転した後、買受者の請求に基づき、売払者が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して買受者に渡すものとする。
- 3 買受者は、遅滞なく移転登録手続きを行わなければならない。これに要する費用は、買受者の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第6条 売払者は、売買物件の所有権が買受者に移転した日から30日以内で売払者が定める日に当該物件を買受者に引渡し、買受者は、直ちに当該物件の受領書を売払者に提出するものとする。

2 買受者は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、売払者の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、買受者が行わなければならない。これに要する費用は、買受者の負担とする。

(危険負担)

第7条 買受者は、この契約締結のときから売買物件を引渡すまでの間において、当該物件が売払者の責めに帰すことができない事由により滅失又は毀損した場合は、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができないものとする。

(瑕疵担保)

第8条 買受者は、この契約締結後に、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由として売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものとする。

(契約の解除)

第9条 売払者は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において解除により買受者が損害にあっても、売払者は賠償の責めを負わない。

- (1) 履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (2) 天災地変その他買受者の責に帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。
- (3) 買受者に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (4) 履行に関し、不正の行為があると認めたとき。

2 売払者は、買受者がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。この場合、買受者が納付した入札保証金(契約保証金に充当)は売払者に帰属するものとする。

3 売払者は、買受者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、買受者の使用人が買受者の業務として行った行為は、買受者の行為とみなす。

- (1) 買受者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 買受者又は買受者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 買受者又は買受者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は 暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 買受者又は買受者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 買受者又は買受者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 買受者は、この契約に定める義務を履行しないため売払者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払者に支払わなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約に要する費用は買受者の負担とする。

(疑義の解決方法)

第12条 この契約に関し疑義のあるときは、売払者買受者協議のうえ、解決するものとする。

(裁判管轄)

第13条 本契約に関する訴えの管轄は、売払者の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、売払者買受者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(売払者) 住 所 宮城県名取市増田字柳田80番地
氏 名 名取市長 山田 司郎 ⑩

(買受者) 住 所
氏 名 ⑩